

倫理的購入・CSR調達ガイドライン研究会

ISO26000とCSR調達

日時:2012年5月24日(13:00~18:00)

場所：環境パートナーシップオフィス会議室

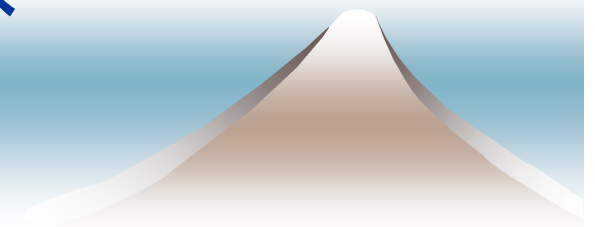
後藤 敏彦

特定非営利活動法人

サステナビリティ日本フォーラム代表理事

CSRの新しいステージ ～ISO26000のインパクト

- ◆ 第三世代規格
- ◆ 途上国での利用
- ◆ ガイダンス文書であることの意味



ISO26000

国際標準化機構(ISO)

社会的責任に関する手引 ISO26000

2001.4 発議

2005. 規格検討開始

2010.11.1 規格発行

6セクター 政府・企業・労組・
NGO・消費者団体・その他専門家
99カ国 470人余のエキスパート

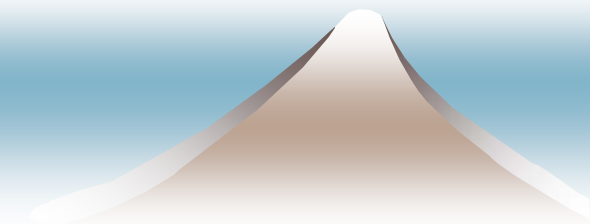
SRの定義

組織の決定及び活動が社会及び環境に及ぼす影響に対して、次のような透明かつ倫理的な行動を通じて組織が担う責任:

- 健康及び社会の反映を含む持続可能な開発への貢献
- ステークホルダーの期待への配慮
- 関連法令の順守及び国際行動規範の尊重
- 組織全体に取り入れられ、組織の関係の中で実践される行動

参考1 活動は製品、サービス及びプロセスを含む。

参考2 関係とは組織の影響力の範囲内の活動を指す。

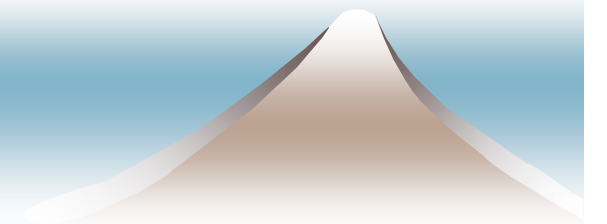


7つの原則

- ◆ 4 社会的責任の原則
- ◆ 4.1 一般
- ◆ 4.2 説明責任 (Accountability)
- ◆ 4.3 透明性 (Transparency)
- ◆ 4.4 倫理的な行動 (Ethical behaviour)
- ◆ 4.5 ステークホルダーの利害の尊重 (Respect for Stakeholder interests)
- ◆ 4.6 法の支配の尊重 (Respect for the rule of law)
- ◆ 4.7 国際行動規範の尊重 (Respect for international norms of behaviour)
- ◆ 4.8 人権の尊重 (Respect for human rights)

7つの中核主題

- ◆ 6 社会的責任の中核主題に関する手引.
- ◆ 6.1 一般
- ◆ 6.2 組織統治
- ◆ 6.3 人権
- ◆ 6.4 労働慣行
- ◆ 6.5 環境
- ◆ 6.6 公正な事業慣行
- ◆ 6.7 消費者課題
- ◆ 6.8 コミュニティ参画及び開発

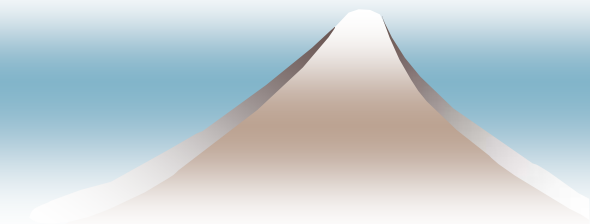


5.2.3 社会的責任と組織の影響力の範囲(抜粋)

- ◆ 組織は、自らが正式に、及び又は、事実上、コントロールできる決定及び活動の影響に責任がある(事実上のコントロールとは、組織が法的又は正式にはそのような権限をもたないにしても、他者の決定及び活動を命令するような場合を指す。)。このような影響は広範囲に及ぶ可能性がある。組織は、みずからの決定及び活動に責任を持つだけでなく、場合によっては、関係を持つ組織／他者の行動に影響を与える能力をもつかもかもしれない。このような場合は、組織の影響力の範囲内と考えられる。
- ◆ 組織の影響力の範囲には、組織のバリューチェーン内における、及びバリューチェーンを超えた関係が含まれる。しかし、組織のバリューチェーンの全てが影響力の範囲にあるとは限らない。影響力の範囲は、組織が参加する公式及び非公式の団体、並びに同業組織又は競争相手を含むことがある。

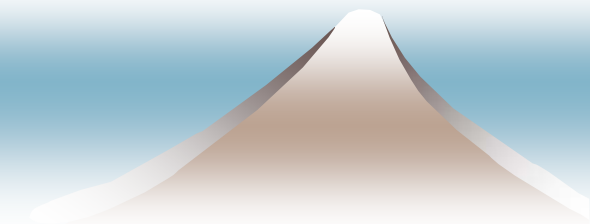
7.3.3 組織の影響力の範囲

- ◆ 7.3.3.1 組織の影響力の範囲の評価
 - 所有及び統治
 - 経済的關係
 - 法的／政治的権限
 - 世論
- ◆ 7.3.3.2 影響力の行使



バリューチェーン

- ◆ 2.25
- ◆ 製品(2.15)又はサービス(2.16)の形式で価値を提供するか又は受け取る、一連の活動又は関係者の全体。
- ◆ 注記1 価値を提供する関係者には、供給業者、受託労働者(2.27)、請負業者その他が含まれる。
- ◆ 注記2 価値を受け取る関係者には、顧客(2.3)、消費者(2.2)、取引先、会員その他の使用者が含まれる。



6.6.6 公正な事業慣行に関する課題 4: バリューチェーンにおける社会的責任の推進

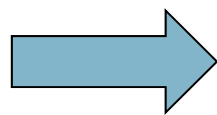
◆ 6.6.6.1 課題の説明

- ◆ 公的機関を含め、組織は自らの調達及び購入の意思決定を通じて、他の組織に影響力を及ぼすことができる。組織は、バリューチェーンに沿ってリーダーシップ及び指導力を発揮することによって、社会的責任の原則及び慣行の導入及び支援を促すことができる。
- ◆ 組織は、自らの調達及び購入に関する意思決定が他の組織にもたらす潜在的影響又は意図しない結果を考慮し、マイナスの影響が及ばないように、又はマイナスの影響を最小限に抑えるように、しかるべき注意を払うべきである。同時に、組織は社会的に責任ある製品及びサービスの需要を喚起することができる。これらの行為は、法規制を実施し、執行するという当局の役割に取って代わるものと見なされるべきでない。
- ◆ バリューチェーンに含まれるすべての組織が、関連する法規制を順守する責任、並びに自らが社会及び環境に及ぼす影響に対する責任を負う。

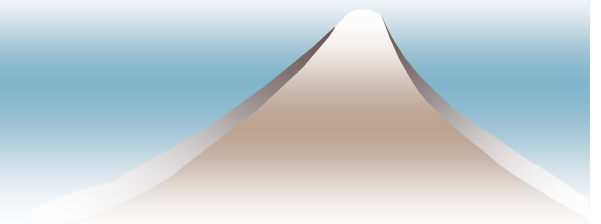
7.3 組織の社会的責任の理解

7.3.1 デュー・ディリジェンス

- ◆ 社会的責任という背景の中でのデュー・ディリジェンスは、組織の決定及び活動が及ぼす、実際の及び潜在的なマイナスの社会的、環境的及び経済的影響を回避し、緩和することを目的として、これらの影響を明確化するための包括的で積極的なプロセスである。

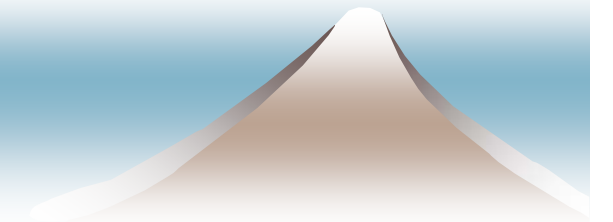


サプライチェーンに対するCSR監査の必要性



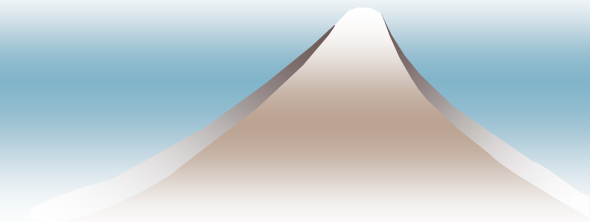
加担

- ◆ 加担には、**法的な意味と法的ではない意味**がある。
- ◆ 法的な意味における加担とは、一部の管轄地域では、犯罪のような違法行為と知りながら、又は違法行為をほう(幫)助する意図をもちながら、その違法行為の実行に実質的な影響を及ぼす行為又は不作為を行うこととして定義されている。



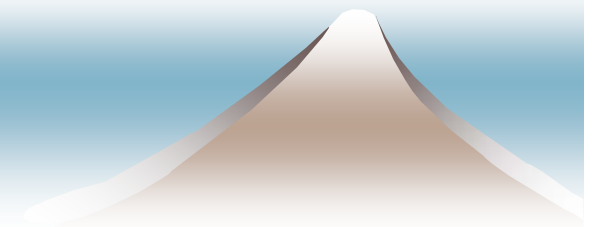
加担

- ◆ 法的でない意味においては、加担は、行動に対する広範な社会期待から派生している。このような意味においては、組織は、国際行動規範とは整合しない、又はこれを無視した他者の不法行為で、デューデリジエンスを用いることで、社会、経済又は環境に重大なマイナスの影響を及ぼす可能性があることをその組織が知っていた、又は知っていたはずの違法行為を助けた場合に、加担したものとみなされるかもしれない。また、組織は、こうした不法行為に対して沈黙していた場合、又はこうした不法行為から利益を得た場合にも、加担したものとみなされるかもしれない。



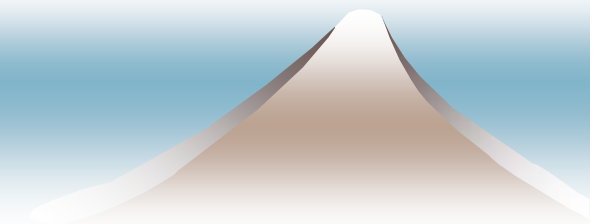
その境界線は不明確で変動的ではあるが、
加担には次の**三つの種類**があり得る

- ◆ ー 直接的な加担
- ◆ ー 受益的な加担
- ◆ ー 暗黙の加担



ラギー・レポートの重要性

- ◆ **The "Protect, Respect and Remedy" Framework**
(国連フレームワーク)
- ◆ UN Special Representative John Ruggie proposed a framework on business & human rights to the UN Human Rights Council in June 2008, resting on three pillars:
 1. the **state duty to protect** against human rights abuses by third parties, including business;
 2. the **corporate responsibility to respect** human rights; and
 3. greater access by victims to **effective remedy**, both judicial and non-judicial. ‘



人権 国連フレームワーク

- ◆ ラギー・レポート
- ◆ 13. 人権を尊重する義務は、ビジネス組織に次のことを要求している:
 - ◆ (a) 自身の活動を通して人権悪影響を与えたり関与することを避け、発生したときには、そのような影響に対処する;
 - ◆ (b) たとえそれらの影響の原因の一つではなかったとしても、取引関係によって自社の運営・製品またはサービスと直接に関連がある人権悪影響を防ぐか、緩和しようとする。

2011年6月16日 国連人権理事会採択

http://unic.or.jp/security_co/res/other26.htm

OECD
多国籍企業ガイドライン
1976

2000大改訂

2011.5.25大改訂

人権、SCMの強化

http://www.oecd-tokyo2.org/pdf/theme_pdf/enterprise_pdf/20110902guide_multinational_jp.pdf

NCP National Contact Point

<http://oecdwatch.org/>



バリューチェーンとNGOの戦略

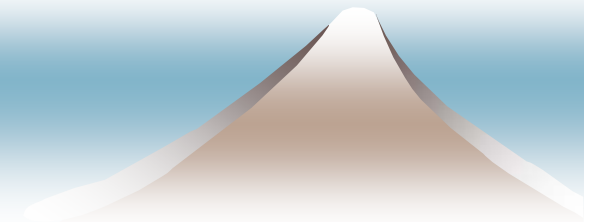
レピュテーション(世論)の活用

テーマは環境、人権・労働、腐敗防止

- アラスカのケース Jパワー 環境・人権
- マレーシアのケース 日立 人権・労働
- インドネシアのケース 紙・パルプ 環境
- タスマニアのケース 三井住商建材 環境
- 中国のケース アップル 環境・労働

カスケードでCSR調達推進

- ◆ 平成24年3月29日
- ◆ 「環境情報の利用促進に関する検討委員会」
報告の取りまとめについて
- ◆ 環境省のホームページ
(<http://www.env.go.jp/policy/env-disc/com.html>)より全文のダウンロードが可能です。



ご静聴ありがとうございました。

